

トランプ大統領のパリ協定脱退表明をどう捉えるか

On President Trump's Announcement of Intended Withdrawal from the Paris Agreement

キーワード：パリ協定、トランプ政権

上野 貴弘

トランプ大統領は、2017年6月1日にパリ協定から脱退する意向を表明したが、協定の規定上、2019年11月4日までは脱退を正式通告できず、米国は2018年3月末時点で未だ協定の締約国である。また、トランプ大統領は、条件次第では協定に残留する可能性を示唆している。本稿では、トランプ大統領による脱退表明演説とヘイリー国連大使による脱退意向の通告を分析した上で、今後に残された論点を検討し、①大統領が示した脱退理由は協定に残留していても対応可能なものであったこと、②米国が正式に協定を脱退するかどうかは未だ不透明であるが、2018年2月から3月にかけて残留支持の政権有力者が相次いで退任し、残留への道筋が一層見えにくくなったこと、③協定残留のための条件が明らかにされていないが、オバマ前政権による削減目標（2025年に2005年比で26～28%削減）の撤回は最低限必要であることなどを論じた。また、脱退表明による影響についても考察し、現時点では正式脱退していないことや、州・都市・企業の取組みへの関心が高まったことで、悪影響は限定的なものに留まっているが、今後の展開次第では、悪影響が拡大する可能性もあれば、逆に打ち消される可能性（例えば2020年の大統領選挙で政権交代する場合）もあることを指摘した。日本を含む他国にとっては、脱退の正式通告が可能になる2019年11月頃から米国が議長国となる2020年のG7サミットまでの時期が、米国にパリ協定残留を働きかける重要なタイミングとなる。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 脱退表明演説までの経緯と演説の概要 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 脱退表明演説までの経緯 2.2 脱退表明演説の概要 3. トランプ大統領の脱退表明演説で示された主張・論点の分析 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 パリ協定残留時における NDC の変更と GCF への拠出停止の可否 3.2 再加入交渉発言の真意 3.3 脱退方法の選択肢 3.4 パリ協定実施停止宣言の意味 3.5 憲法上の問題 | <ol style="list-style-type: none"> 3.6 法的責任の問題 3.7 小括 4. ヘイリー国連大使の通告とその内容に関する考察 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 通告の概要 4.2 通告内容に関する考察 5. 今後に残された論点 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 脱退方法と脱退通告時期 5.2 パリ協定残留の条件 5.3 将来のパリ協定復帰の可能性 5.4 脱退表明演説の影響 6. 結論と示唆 |
|--|---|

1. はじめに

2017年6月1日、トランプ大統領は大統領府で演説し、パリ協定からの脱退を表明した（以下、この演説を「脱退表明演説」と呼ぶ）。その後、8月4日に、米国のヘイリー国連大使はパリ協定の寄託者である国連事務総長に脱退の意向を通告した。他方、2018年3月末時点において、米

国はパリ協定を正式脱退しておらず、依然としてその締約国であり続けている。

本稿では、大統領の脱退表明演説と国連大使の通告の内容を整理し、その意味合いを読み解きつつ、今後の論点を整理する¹。

以下、2章では、脱退表明演説までの経緯を振り返った上で、その演説の概要を整理する。3章では、脱退表明演説で示された主要な主張

¹ 本稿は、著者が2017年に発表した論文や論考（上野, 2017a, b, c, d）に基づきつつ、2018年2月末時点での情報を踏まえ

て、新たな考察を加えたものである。

や論点について分析する。4章では、ヘイリー国連大使による通告について考察を加える。5章では、今後に残された論点を議論する。最後に、結論と示唆を6章で述べる。

2. 脱退表明演説までの経緯と演説の概要

2.1 脱退表明演説までの経緯

トランプ大統領は、大統領選挙中の2016年5月にノースダコタ州で演説を行い、「パリ協定をキャンセルして、国連の温暖化プログラムへの全拠出を止める」と発言した。「キャンセル」が意味するところは不明ではあったものの、パリ協定脱退を公約したものと受け止められた。

他方、当選後は、パリ協定の参加継続について明言を避けるようになった。2016年11月22日のNew York Times紙とのインタビューでは、パリ協定を脱退するかどうかについて、「これから見てみるつもりだ (I'm going to look at it)」と発言した²。また、12月11日のFox Newsとのインタビューでは、協定脱退について、「いま検討しているところだ。これを言うておきたい。協定が他国との競争上の不利にならないようにしたい。協定には様々な時間、時間制限がある。そういったものが、中国や他の署名国に、我々に対する優位性を与えないようにしたい」と発言し、パリ協定を国際競争力への悪影響という観点から捉えていることを示唆した³。

2017年1月20日に発足したトランプ政権は、3月28日の大統領令を契機として、オバマ前政権が定めた国内のエネルギー環境規制の見直し

に着手したが、パリ協定の扱いについては、トランプ大統領は明言を避けていた⁴。

政権内部では、残留派と脱退派の間で対立があったようだ。イヴァンカ・トランプ大統領補佐官、クシュナー大統領上級顧問、コーン国家経済会議委員長（2018年3月6日に辞任の意向を発表）、ティラーソン国務長官（2018年3月31日に退任）といった政権幹部はパリ協定残留を支持していたが、無条件の残留ではなく、オバマ前政権が提出した2025年目標（2005年比で26～28%削減）を撤回した上で、可能であれば、他国から何かの譲歩（化石燃料・石炭関連）を引き出すことを求めている⁵。残留派は、2017年4月中旬までに、石油・ガス業界と石炭業界の一部から、この考え方に沿った協定残留への支持を取り付けていた⁶。

しかし、4月27日に関係閣僚等（ティラーソン国務長官、プルイット環境保護庁（EPA）長官、イヴァンカ・トランプ補佐官、クシュナー上級顧問、バノン首席戦略官（当時）ら）の会合が開催され、その直後の5月1日に大統領府と関係省庁の法律家の会合が開かれると、状況は一変した。脱退派であるバノン氏とプルイット長官が、パリ協定のもとでは目標を引き下げられず、協定に残っていると、前政権による規制（発電部門の排出規制であるClean Power Plan等）の見直しに際して、環境団体等からパリ協定違反として訴えられるという法律論を提起し、大統領府顧問（White House Counsel）のマークガン氏がこの懸念に理解を示したことから、脱退派が急速に勢いをもち始めた⁷。

² 下記リンクを参照。

<https://www.nytimes.com/2016/11/23/us/politics/trump-new-york-times-interview-transcript.html>（アクセス日：2018.4.9）。

³ 下記リンクを参照。

<http://www.foxnews.com/transcript/2016/12/11/exclusive-donald-trump-on-cabinet-picks-transition-process.html>（アクセス日：2018.4.9）。

⁴ 選挙戦中から大統領就任直後までの動きの詳細については、上野（2017a）を参照。

⁵ ただし、具体的にどのような譲歩を求めているのかは不明である。その経緯に関する報道記事として、Chemnick（2017a, b）を参照。

⁶ 当時の経緯に関する報道記事として、Restuccia（2017）、Valdmanis（2017）、Egan（2017）を参照。

⁷ この経緯に関する報道記事として、Restuccia and Wolff（2017）及び Chemnick and Holden（2017）を参照。

こうして5月上旬以降、米国のパリ協定脱退の観測が広まる中、トランプ大統領はG7サミット直後の5月27日に「来週、パリ協定についての最終決定を行う」とTwitterに投稿し、実際に、6月1日に脱退表明演説を行った。

2.2 脱退表明演説の概要

トランプ大統領は、大統領府のRose Gardenにて演説を行い、「パリ協定を脱退し、米国・米国企業・米国労働者・米国民・米国の納税者にとって公平な条件で、パリ協定または全く新しい取り決めに再加入 (reenter) するための交渉を開始する」と表明した⁸。また、6月1日をもって、前政権が掲げた国別目標 (nationally determined contribution, NDC) と途上国支援のための緑の気候基金 (Green Climate Fund, GCF) への拠出停止を含む、パリ協定の全ての実施を停止すると宣言した⁹。

その上で、パリ協定の問題点として、雇用が損なわれること、製造業が悪影響を受けること、化石燃料の使用が妨げられること、米国に不利であること、米国の主権が弱まること、許容できない法的リスクが生じることなどを繰り返し述べたが、これらの主張を整理すれば、脱退理由は、①目標が中国・インド等に比べて不公平であること、②GCFに拠出していない国が多いこと、③憲法上及び法的責任の問題があることの3点に集約できる。

3章でこれらの理由を分析する前に、以下では、脱退表明演説の中で強調されたポイントを

いくつか例示することで、トランプ大統領のパリ協定観を示す¹⁰。

・雇用を強調

脱退表明演説全般にわたって、‘job’ という単語を17回使用した。また、National Economic Research Associate (NERA) による試算を引用し、パリ協定によって270万人の雇用が損なわれ、そのうち44万人が産業部門における雇用であると指摘した。

・米国が多く の面 で不公平に扱われているとの確信

パリ協定は、気候変動に関するものというよりは、他国が米国に対して金融面での優位を得るためのものであると発言した。トランプ大統領によれば、「パリ協定は米国経済を不利な状況に追い込み、そうすることで外国の首都やグローバルな活動家の賞賛を得た。彼らは米国を犠牲にして富を得ようとしている。(中略) 協定に残るように求めてくる国々は、貿易の慣行や、多くの場合、重要な軍事同盟への弱い貢献によって、米国に全体で何兆ドルものコストを生じさせている国である」とのことである。

・化石燃料、特に石炭を重視する姿勢

パリ協定を化石燃料開発の阻害要因と捉え、「協定はアメリカのクリーンコール開発を阻害する。中国は何百もの石炭プラントの建設が許されている。インドは2020年までの石炭生産の

⁸ 脱退表明演説の全文は下記リンクを参照。

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-trump-paris-climate-accord/> (アクセス日: 2018.4.9) .

この部分の原文は以下。

“[T]he United States will withdraw from the Paris Climate Accord — (applause) — thank you, thank you — but begin negotiations to reenter either the Paris Accord or a really entirely new transaction on terms that are fair to the United States, its businesses, its workers, its people, its taxpayers”

⁹ この部分の原文は以下。

“[A]s of today, the United States will cease all implementation of the non-binding Paris Accord and the draconian financial and economic burdens the agreement imposes on our country. This includes ending the implementation of the nationally determined contribution and, very importantly, the Green Climate Fund which is costing the United States a vast fortune.”

¹⁰ 大統領の協定観を示すことを目的として、トランプ大統領の発言内容をそのまま紹介するが、発言の中には誤解、曲解、誇張が多分に含まれているものと思われる。メディアによるファクトチェックとして、香取 (2017) を参照。

倍増が許されている。(中略) 欧州でさえ石炭プラントの建設継続が許されている。協定は石炭雇用を奪い、米国の雇用を外国に移すだけだ、「協定の下では、エネルギー資源を効果的に閉じ込めることになり、我が国の偉大な財産を手放すことになる」、「1%成長ならば、再生可能エネルギー資源は国内需要の一部を満たせるが、私が予期する3~4%成長ならば、利用可能なアメリカの全エネルギー源が必要になる」と発言した。

・パリ協定は温暖化をほぼ止めないとの主張

脱退表明演説の中で「パリ協定が全ての国の遵守で完全に実施されたとしても、2100年の全球気温は0.2℃しか減らない」と指摘した。ただし、このことは人為的な気候変動の存在を認めているとも見ることができるとも思われる。

3. トランプ大統領の脱退表明演説で示された主張・論点の分析

このようにトランプ大統領は、パリ協定脱退の意向をいくつかの理由に基づいて説明したが、以下では、脱退表明演説で示された主張・論点について検討を加える。

3.1 パリ協定残留時におけるNDCの変更とGCFへの拠出停止の可否

トランプ大統領は、国別目標(NDC)の公平性とGCFへの拠出を脱退の理由としたが、これらの懸念への対応はパリ協定に残ったままでも可能であった。

パリ協定は、各国がNDCを自ら決める仕組み

をとっている。NDCを不公平と考えるのであれば、(あまり奨励されるべきことではないが)自ら目標を緩めることは可能である。途上国への資金支援についても、支援提供の一般的義務はあるものの、具体的な金額や拠出先を義務付けてはいない。このため、協定に残ったまま、自国の拠出を減らすことは可能である。

なお、報道によれば、政権内部の脱退派は、パリ協定の下ではNDCの引き下げが禁じられていると主張していた。その根拠は明らかではないが、パリ協定4条11には、協定の締約国会合が採択したガイダンスに従い、野心レベルの強化を目指して、いつでも既存NDCを調整できるとの規定¹¹があり、このことを指しているのかもしれない。

しかし、この条文をよく読むと、野心レベル(≒目標水準)の「強化(enhancing)を目指して」と記載されているが、引き下げを禁じるとは書かれていない。COP21でのパリ協定採択に至るまでの交渉過程では、後退禁止(no backsliding)を義務化すべきとの主張があったが、採用されずにこの文言になった。こうした経緯からも、奨励されるべきことではないが、引き下げが禁じられているとまでは言い難い¹²。

3.2 再加入交渉発言の真意

トランプ大統領は「米国にとって公平な条件で、パリ協定、または全く新しい取り決めに再加入すべく交渉を開始する」と宣言したが、その交渉によって何をしたいのかを全く示さなかった。また、3.1で述べたように、提示された懸念はパリ協定に残留しても対応できるものであり、再加入交渉で何をしたいのかが不明で

¹¹ 原文は以下。

“A Party may at any time adjust its existing nationally determined contribution with a view to enhancing its level of ambition, in accordance with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.”

¹² パリ協定の法的側面に詳しい Biniaz and Bodansky (2017)

も同様の見解を示している。他方、トランプ政権は2017年5月のG7の際に、目標引き下げが可能であることを他国に認めさせたいとの意向を持っていたと報じられている(Shear and Davenport, 2017)。

ある。トランプ大統領は、脱退表明演説の中で、「公平な合意を出来るかを見ていく。できるならば、素晴らしい。できないのなら、それでも構わない (that's fine)」¹³とも述べており、真剣に合意を目指す意図があるのかについても疑問が残る。

なお、政権内部の協定残留派は、他国から化石燃料・石炭関連の何らかの譲歩を引き出すことを求めていたが、トランプ大統領は再加入交渉でこうした譲歩を得ようとしているのかもしれない。

3.3 脱退方法の選択肢

パリ協定は、28条に脱退規定を設けている。それによれば、協定発効時から3年後（2019年11月4日）以降に脱退を通告でき（28条1）、その1年後に正式に脱退となる（28条2）。ただし、パリ協定の親条約である気候変動枠組条約（UNFCCC）を脱退すれば、パリ協定からも脱退したものと見なされる（28条3）。UNFCCCはいつでも脱退を通告可能であり、通告から1年後に脱退が完了する。

トランプ大統領は脱退表明演説の中でどの方法で脱退するのかについて言及しなかったが、脱退派の急先鋒であったプルーイトEPA長官は、2017年6月2日に行われた大統領府での記者会見において、「我々はUNFCCCの一員であり（中略）今後も関与を続け、合意に取り組み、米国の利益を第一とする成果を達成するように努める」と発言し¹⁴、UNFCCC脱退は選択肢に含まれていないことを示唆した。とは言え、この発言だけでUNFCCC脱退という選択肢が完全に排除されたとは言い切れない。

3.4 パリ協定実施停止宣言の意味

トランプ大統領は、正式脱退を待たずに、6月1日限りで、NDCの実施終了とGCFへの拠出停止を含むパリ協定の全ての実施を停止すると宣言した。

脱退手続きが正式に終了するまでは、米国はパリ協定の締約国であり、（現時点で実施すべきことはほぼ何もないが）協定で定められた義務を負う。一方的な宣言だけで義務は解消されない。

ただし、NDCの実施やGCFへの拠出は義務ではない。パリ協定4条2は、NDCの準備、提出、保持と、NDCの目的の達成を目指して国内措置を追求（pursue）することを締約国の義務としたが、NDCそのものの実施や達成を義務付けてはいない。また、9条1は、先進国がUNFCCCの下での資金提供義務を継続することを定めた。GCFへの個別拠出は義務付けていない。

正式脱退までには時間を要するであろうことを踏まえれば、手続き完了を待たずに、これらの停止を宣言することは、米国にとって意味があったと言える。他方、3.1で述べたように、この宣言で懸念が解消されるのであれば、ことさら「脱退」を表明するまでの必要はなかった。

3.5 憲法上の問題

トランプ大統領は、脱退表明演説の中で、「深刻な法的問題と憲法上の問題もある。欧州、アジア、世界の首脳は、米国市民やその選ばれた代表以上に米国経済について発言権を持つべきではない。協定からの脱退は米国の主権の回復だ」と発言した。この主張は、オバマ前大統領が議会に諮らずにパリ協定を締結したこと

¹³ 原文は以下。

“[W]e will start to negotiate, and we will see if we can make a deal that's fair. And if we can, that's great. And if we can't, that's fine.”

¹⁴ 会見の全文は下記リンクを参照。

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/daily-press-briefing-press-secretary-sean-spicer-epa-administrator-scott-pruitt-060217/>（アクセス日：2018.4.9）。

と関連している。

合衆国憲法は、「大統領は、上院の助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する。但し、この場合には、上院の出席議員の3分の2の賛成を要する¹⁵⁾」(第2条第2節2項)と定めているが、オバマ前政権は、パリ協定は上院送付という手続きが不要な「行政協定 (executive agreement)」であるとして、上院に諮ることなく、2016年9月3日に締結した。オバマ前政権は行政協定とみなせる理由を詳細には明かさなかったが、一部の法学者らは、パリ協定の義務は憲法や既存法の下で大統領や行政府に与えられた権限で実施可能であることなどを、その理由として挙げていた¹⁶⁾。

他方、パリ協定からの脱退運動を主導した保守系団体 (Heritage FoundationやCompetitive Enterprise Institute) の関係者は、協定の「上院送付」という方法を提案していた。これらの団体の関係者は、オバマ前大統領が締結する前の段階でも¹⁷⁾、トランプ大統領の就任後も¹⁸⁾、そしてトランプ大統領の脱退表明演説後も¹⁹⁾、パリ協定を上院に送付し、パリ協定締結承認の可否を採決に付すことを主張してきた。

トランプ大統領自身は上院に提出すべきであったとまでは言及しなかったが、プルーイトEPA長官は6月2日の記者会見で、「批准のために上院に提出されるべきであった」と発言しており、憲法上の問題とは、オバマ前政権による締結手続きを念頭においたものと考えられる。

他方、行政府のトップであるトランプ大統領が既に脱退の意向を表明している中で、改めて、パリ協定を上院に送付する可能性は高くはない。なぜならば、大統領による脱退という判断を上院に再度判断してもらうことを意味し、上院に決定権を渡してしまうことになるためである。なお、本稿執筆時点において、パリ協定を上院に送付する動きはない²⁰⁾。

3.6 法的責任の問題

トランプ大統領は、脱退表明演説の中で、「協定脱退によって、米国の主権に対する将来的な侵害と巨大な将来の法的責任 (legal liability) を回避できる。協定に残ると、巨大な法的責任を負う」と主張した。

法的責任という言葉で何を指しているのかは不明であるが、この主張の直前には「米国の豊富なエネルギー源への制約を取り除くプロセスを強力に始めたところだが、協定に残ると深刻な障害になる」とも述べており、国内政策の自由度が奪われることを指している可能性がある。既に述べたように、協定脱退派は、パリ協定に残ると、前政権が定めた規制の見直しに際して、環境団体等からパリ協定違反として訴えられると主張しており、トランプ大統領の発言は脱退派の論理とも符合する。

しかし、協定残留が国内政策の見直しを阻むのかは疑問である。パリ協定4条2は、締約国に対して、「貢献の目的の達成を目指して、国内

¹⁵⁾ 和訳の出典は、アメリカンセンターJapan のウェブサイト。
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/> (アクセス日: 2018.4.9)。

¹⁶⁾ 例えば、Bodansky and Spiro (2016)。また、オバマ前政権で国務省のリーガルアドバイザーであったイェール大学のコー教授は2017年1月に発表した論考の中で、大統領は憲法と既存法の下で協定実施に十分な権限を与えられており、行政協定として扱うことは「議会が当該問題に対して憲法上の権限を強く主張したとしても、議会の承認は高いと言えるため、合憲 (constitutional) である」との見解を提示した (Koh, 2017)。他方、オバマ前政権はパリ協定だけではなく他分野についても大統領の権限を拡大してきたと評価され

ており (例えば、Goldsmith, 2016)、また、そのことが議会 (特に共和党議員) の強い反発を招いてきた。

¹⁷⁾ 例えば、Groves (2016)。

¹⁸⁾ 例えば、Homer and Lewis (2017)。

¹⁹⁾ 協定脱退運動で主導的な役割を果たした Competitive Enterprise Institute の Ebell 氏はトランプ大統領の脱退表明後に、将来の復帰を防ぐために協定を上院に送付すべしと主張している (Competitive Enterprise Institute, 2017)。

²⁰⁾ 仮に上院に送付された場合の論点については、上野 (2017c) を参照。

削減措置を追求しなければならない²¹」との義務を課したが、貢献の目的（＝削減目標）を緩めれば、Clean Power Plan等の既存政策の見直しは、この義務の違反には当たらないものと思われる。また、気候変動分野に精通した一部の法学者は、パリ協定には国内法としての法的効力はなく²²、訴訟において規制見直しの反対理由に用いるのは、かなり無理がある主張ではないかと指摘している（Biniaz and Bodansky, 2017）²³。

他方、パリ協定残留は、将来の規制の呼び水になりうる。オバマ前政権は大気汚染対策の法律であるClean Air Actを用いて各種の規制を制定してきたが、同法の115条には「国際的な大気汚染」の規定があり、一定の条件²⁴を満たす場合に、EPAがかなりの裁量をもって当該物質の排出を規制できる。

パリ協定脱退を主張する上院議員22名（全員共和党）による大統領宛てのレター（5月25日付け）は、脱退すべき理由として「環境派は、協定が定める透明性枠組み（13条）で115条適用の要件が満たされると主張するだろう」と指摘した²⁵。実際、2016年の大統領選挙戦でクリントン陣営のエネルギー環境政策を担当した関係者が、115条を用いる可能性に言及した内部ペーパーを執筆し²⁶、また、環境系の法学者も115条の可能性についての論考を2016年に発表している（Burger et al., 2016）。こうしたことを踏まえると、レターの指摘は環境団体等の意図

については妥当な主張とも言える。しかし、115条の実際の適用はハードルがかなり高く、パリ協定の存在だけで適用するのは容易ではない。

3.7 小括

このように、パリ協定脱退という結論も、それを正当化するロジックも、基本的には政権内部の脱退派の主張に沿ったものであったが、UNFCCC脱退という極端な選択を採用していない点や、真意は不明だが「再加入交渉」を持ち出した点に、残留派への微妙な配慮も見える。

4. ヘイリー国連大使の通告とその内容に関する考察

2017年8月4日に、米国のヘイリー国連大使は、パリ協定の寄託者である国連事務総長に対し、協定脱退の「意思」を通告した。これは脱退の正式通告ではなく、その意思を持つことの通告である。

4.1 通告の概要

通告の内容は、米国にはパリ協定脱退の権利を行使する意図があり、再関与の適切な条件を特定できない限り、パリ協定28条1に沿って、脱退通告が可能になり次第、正式な書面で通告するというものであった²⁷。

また、同日に国務省がこの通告についてのリリースを行い、通告内容に加えて、「米国の利

²¹ 原文は、“Parties shall pursue domestic mitigation measures, with the aim of achieving the objectives of such contributions”である。

²² 自動执行的ではない（non self-executing）という。

²³ 主著者の Biniaz は長年、国務省で気候変動分野の法的問題を扱ってきた専門家である。

²⁴ 115 条には、“This section shall apply only to a foreign country which the Administrator determines has given the United States essentially the same rights with respect to the prevention or control of air pollution occurring in that country as is given that country by this section”という規定があり、他国が米国に同等の権限を与える場合に適用可能となる。

²⁵ レターの全文については、下記リンクを参照。

https://www.epw.senate.gov/public/_cache/files/fe7835f9-4774-43ee-98aa-e4c9bd2802dd/05.25.17-paris-letter-to-trump.pdf（アクセス日：2018.4.9）。

²⁶ Holden, Hess and Lehmann（2016）を参照。

²⁷ 既に述べたように、28 条 1 は協定発効時から 3 年後（2019 年 11 月 4 日）以降に脱退を通告できるという規定である。通告の全文については、下記リンクを参照。

<https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2017/CN.464.2017-Eng.pdf>（アクセス日：2018.4.9）。

益を守り、将来の政策オプションを閉ざさないようにすべく、COP23を含む気候変動交渉に継続参加する」と表明した²⁸。

4.2 通告内容に関する考察

この通告からは、大統領の脱退表明演説からの微妙なニュアンスの変化を読みとれる。

第1に、脱退方法である。パリ協定28条1に従うことを明確に示しつつ、同28条3に規定されたUNFCCC脱退には触れなかった。UNFCCC脱退が選択肢として完全に排除されたとはまでは言えないが、その可能性は大きく下がったと見ることはできる。

第2に、残留の方法である。トランプ大統領は、脱退表明演説の中で、パリ協定または全く新しい取り決めに「再加入 (reenter)」するための交渉を開始すると述べたが、再加入は「いったん抜ける」ことを前提とした言葉である。他方、ヘイリー大使は「再関与 (reengagement)」という言葉を用いたが、再加入と比べると、「いったん抜ける」というニュアンスが弱く、また「残留しつつ別の条件での関与」という可能性を読みとりやすい。

第3に、再交渉についてである。トランプ大統領の脱退表明演説では、再加入条件を他国と「交渉」することが明確に謳われたが、ヘイリー大使の通告では、米国自身が条件を特定できるかが脱退を通告するか否かの条件となった。依然として、何が条件であるのかは明らかにされていないが、協定残留派はオバマ政権が掲げたNDCの引き下げを残留の条件としており、またNDCの変更は締約国が一方的に行えること

から、目標緩和は「適切な条件」の一部をなすものと考えられる。

以上のように、脱退という結論は変わらないが、

- ・パリ協定28条1に明確に言及し、UNFCCC脱退の可能性に触れなかった点
 - ・「再加入」ではなく「再関与」という言葉を用いた点
 - ・「交渉」ではなく「米国自身による条件の特定」に表現を変えた点
- に残留派の論理が強まったことを読みとれる。

5. 今後に残された論点

トランプ大統領は、2017年6月1日にパリ協定からの脱退意向を表明した。さらに、最近では、2018年2月23日に開催された保守政治行動会議における演説で「パリ協定を倒した」、「(他国は) 石炭を使うなど言ってくる」、「(協定は) 他国に対する競争力を弱めるものだ」、「2030年まで中国は合意したことを始めない」、「インドなど他の大国に我々はお金を払わねばならなかった」などと発言し、トランプ大統領のパリ協定に対する見方が基本的には変わっていないことが明らかになった²⁹。

他方、協定の規定上、現時点では脱退を正式通告できず、2018年3月末時点では未だ協定の締約国である。また、トランプ大統領も、ヘイリー一國連大使も、条件次第でパリ協定に残留する可能性を示唆している。このように、米国が正式に脱退するかどうかは依然として不透明である。

²⁸ リリースの全文について、下記リンクを参照。

<https://www.state.gov/t/pa/prs/ps/2017/08/273050.htm> (アクセス日: 2018.4.9)。

また、このリリースには「イノベーションと技術ブレークスルーを通じて国内温室効果ガス排出を削減し、他国がよりクリーンかつ効率的に化石燃料にアクセスし、利用できるように、また再エネや他のクリーンエネルギー源を活用で

きるように支援する」との言及があるが、これは後述する2017年のG20共同声明に記載された米国のポジションと同一内容である。

²⁹ 演説の全文については、下記リンクを参照。

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-conservative-political-action-conference-2/> (アクセス日: 2018.4.9)。

以下では、今後を占う上で考えるべき論点を整理する。

5.1 脱退方法と脱退通告時期

ヘイリー大使の通告を踏まえれば、正式に脱退する場合、パリ協定28条1に従って、2019年11月4日以降に脱退通告する方法をとるものと思われる。

もちろん、トランプ政権は28条1以外の方法を明確に完全否定した訳ではないが、他の方法をとる可能性は低い。28条1以外の方法には、①UNFCCC脱退と②協定の上院送付があるが、①については、脱退派の急先鋒であったプリーツEPA長官でさえ、UNFCCCへの関与を続けるとしており、政権内でこの方法を主張する声が見当たらない³⁰。②についても、既に述べたように、保守系の団体が強く主張し続けているが、大統領が判断したことを再度議会に委ねることを意味するため、行政府としては躊躇するであろうことに加え、仮に上院に送付され、批准が否決されたとしても、条約法に関するウィーン条約の規定上、オバマ前政権の締結を取り消すのは事実上不可能である³¹。

ただし、将来の政権による協定復帰を難しくするために、これらの方法が模索される可能性は残る。5.3でも述べるように、2020年の選挙で民主党が政権を奪取すれば、オバマ前政権と同様に行政協定という形式でパリ協定に再加入する可能性が高いが、この方法による復帰のハードルを上げるために、上院送付して否決した後には28条1に従って脱退するという方法や、

UNFCCC脱退という方法が模索されるかもしれない。

28条1に従って正式脱退する場合、いつ通告するかが論点となる。2019年11月4日以降に脱退通告が可能となり、通告から1年後に脱退が完了するため、最速でも脱退完了は2020年11月4日となる。奇しくもこの日は次の大統領選挙の翌日である。

2020年の選挙で政権が交代する場合、それまでに脱退手続きが完了していなければ、次期大統領は脱退通告を撤回できる。また、仮に脱退手続きを完了しても、民主党政権に交代すれば、協定に復帰する可能性が高い。つまり、脱退をどのタイミングで正式通告するにせよ、脱退という状態が継続するかどうかは、2020年の大統領選挙の結果次第であると言える。

そのため、トランプ政権は、脱退の意思を固めた場合、第1期のうちに手続きを完了させるという観点ではなく、2020年の選挙対策の観点から、通告のタイミングを検討するのではないかと考えられる。また、脱退を通告すると、残留という選択肢が無くなり、選挙戦におけるカードを失うことにもなるので、脱退の可否自体を選挙対策の視点で判断する可能性もある。

5.2 パリ協定残留の条件

トランプ大統領はパリ協定への再加入(reenter)を、ヘイリー国連大使は再関与(reengagement)を示唆したが、ともにそのための具体的な条件を明らかにしていない。

しかし、これまでに明らかになっている情報

³⁰ 万が一、トランプ政権がUNFCCCを脱退すると決意した場合、上院に諮らずに脱退することが可能かどうか論点となる。UNFCCCは1992年に上院の大多数の賛成で承認された(ただし、賛成議員・反対議員の記録を残さない形で投票が行われたため、賛成議員数の公式記録は存在せず)、当時のブッシュ政権が批准した。外交法のリステイトメント(法学者や法曹実務家がまとめた文書)には、UNFCCCに限らず、上院が承認した国際条約全般について「大統領の権限で停止可能」と書かれているが、実際には論争がある。議会調査

局が上院外交委員会に対して作成した報告書(2001年)によると、これまでの条約脱退では、議会・上院の事前同意あり、議会・上院の事後同意あり、事前同意も事後同意もないといった類型があり、どれを選ぶかについては、重要性や大統領の考えによってきたとのことである。

³¹ この点の詳しい議論は、上野(2017c)を参照。

から、ある程度の推測は可能である。

まず、パリ協定そのものの再交渉を求める可能性はほぼない。トランプ大統領の脱退表明演説当日に、UNFCCC事務局が「単一の国の要請だけで再交渉することはありえない」との声明を発表した³²ように、そもそも他国が再交渉に応じない。また、ヘイリー国連大使の通告と同時に発出された国務省の公電がメディアにリークされたが、それによれば、「協定自体の再交渉や新合意の交渉を求める計画はない」とのことであった³³。

次に、前政権による削減目標（NDC）の撤回と目標引き下げは、残留の必須条件と考えられる。2017年春の時点で、協定残留派は、オバマ前政権が提出した2025年目標の撤回を残留の条件の1つとしており、またトランプ大統領も、脱退表明演説の中で、NDCの実施中止を明言した。他方、パリ協定4条2は、締約国に対して、NDCの保持（maintain）を義務付けており、前政権のNDCを撤回する場合、別のものと置き換える必要がある。トランプ政権がNDCを再提出する場合、その目標は相当に緩いものになるだろう³⁴。また、現時点において、パリ協定は、NDCの目標年を5年刻みとするか10年刻みとするかを統一しておらず、2030年目標を掲げている国も多い。そのため、前政権の2025年目標を、2030年目標に置き換えるかもしれない。

最後に、化石燃料の利用促進に関する何らかの成果である。トランプ政権は、2017年7月のG20以降、「他国がよりクリーンかつ効率的に化石燃料にアクセスし、利用できるように、ま

た再生可能エネルギーや他のクリーンエネルギー源を活用できるように支援する」と主張している。また、2017年11月に開催されたUNFCCCの第23回締約国会議（COP23）では、高効率化石燃料と原子力発電の役割に関するイベントを開催し、大統領府のバンクス特別補佐官（当時）³⁵が講演した。こうした主張への支持は今のところあまり広がっておらず、また、この取組みの成否とパリ協定への残留可否の関係ははっきりしないが、何らかの成果を求めていることは明らかである。

しかし、協定残留派の有力者であったティラーソン国務長官とコーン国家経済会議委員長が、2018年3月に相次いで辞任し、後任にはそれぞれパリ協定に否定的なポンペオ氏とクドロー氏が指名された。政権内に残留支持の有力者がいなくなったことで、そもそも、こうした残留条件が深く議論されない可能性が高く、残留への道筋はますます見えにくくなったと言える。

他方、こうした状況は、政治情勢次第で変わる可能性もある。例えば、ブッシュ政権は、2006年の議会中間選挙における共和党の惨敗後、温暖化対策への姿勢を変え、積極性を見せるようになったが、2018年の中間選挙で共和党が惨敗すれば、トランプ政権は、気候変動対策への態度を変えるかもしれない。また、司法省に任命されたモラー特別検察官が、2016年大統領選挙におけるロシア政府とトランプ陣営のかかわり等について捜査しているが、この捜査の行方も政治情勢に大きな影響を与えうる。

³² 表明の全文については、下記リンクを参照。
<http://newsroom.unfccc.int/unfccc-newsroom/unfccc-statement-on-the-us-decision-to-withdraw-from-paris-agreement/>（アクセス日：2018.4.9）。

³³ リークされた公電の全文については、下記リンクを参照。
http://live.reuters.com/Event/Live_US_Politics/1051797571（アクセス日：2018.4.9）。

³⁴ 後述するバンクス氏は大統領特別補佐官を辞任した直後に、新たなNDCを先に議会で立法化してから、それを大統領が

発表することを提案した。その意図は保守派が抱くパリ協定への懸念に対処することである（Chemnick and Colman, 2018）。

³⁵ 大統領府で国際的なエネルギー環境対策を担当していたが、2018年2月に辞任した。在任中には、Clean Coal Allianceの立ち上げを検討していると報道された（Colman, 2017）。

次の大統領選挙が行われる2020年に、米国はG7サミットの議長国となる。バンクス氏は、2018年2月に特別補佐官を辞任した直後に、トランプ大統領が残留を表明するならば、選挙対策を意識するG7のタイミングではないかと指摘した³⁶。

5.3 将来のパリ協定復帰の可能性

仮にトランプ大統領がパリ協定を正式脱退したとしても、将来の大統領が協定復帰の意思を持つ可能性は相当に高い。

ただし、5.1でも述べたように、復帰のハードルは脱退の仕方次第である。28条1の脱退手続きに沿って脱退する場合、将来の大統領は、オバマ大統領と同様、パリ協定を行政協定と見なして再加入する可能性が高い。他方、その可能性は低い、パリ協定が議会上院に送付され、否決された場合、将来の大統領がその権限で再加入できるかは不明である。少なくとも、上院の否決という事実があることで、政治的ハードルは上がる。

協定実施指針の交渉の帰結も、将来の復帰に影響を与える。米国は、大統領の脱退表明演説後も引き続き、2018年のCOP24を合意期限とするパリ協定の実施指針交渉に参加しているが、COP24で合意がまとまらず、2019年の脱退通告後に、他国が米国抜きで指針に合意した場合、その合意内容が米国にとって党派を問わず

賛成できないものになれば、将来の復帰が困難になる³⁷。

5.4 脱退表明演説の影響

最後に、脱退意向表明演説がこれまでにもたらした影響と、今後起こりうる影響を考察する。

(1) これまでの影響

温暖化対策では、ある国の削減努力による効果が世界全体で享受されることから、他国の努力にただ乗りする誘因が働きやすいとされてきた。トランプ政権の脱退意向表明演説はただ乗りの典型例とも考えられ、この理解に沿って考えれば、他国も追随し、努力水準を引き下げたり、パリ協定からの脱退を検討したりするおそれがあった。

しかし、現在までのところ、米国の脱退意向は、そうした負の連鎖をほとんど引き起こしていない³⁸。米国の脱退表明演説の直後には、日本を含む多くの国々がパリ協定への支持を表明した³⁹。また、2017年7月に開催されたG20サミットの首脳宣言では、米国の脱退意向を示すパラグラフと、他の19か国によるパリ協定支持のパラグラフを書き分けることで、米国以外の国々の結束を際立たせた⁴⁰。

さらに、大統領の脱退表明演説に対する米国内からの反作用として、一部の州、都市、企業等が、United States Climate Alliance⁴¹やWe ARE

³⁶ Chemnik and Colman (2018) を参照。

³⁷ たとえば、交渉の中で、中国やインドなどの一部途上国は、NDC 実施に対する透明性確保の枠組みを、先進国と途上国で別個のものとするべきと主張しているが、仮にそのようなものになった場合、民主党が政権奪取した際でも復帰のハードルは高くなるだろう。

³⁸ ただし、トルコのエルドアン大統領は2017年7月に、米国の脱退意向を理由の1つとして、パリ協定を批准しない可能性を示唆しつつ、パリ協定下で資金支援を受けることができないのであれば、パリ協定は議会で承認されないと発言した(Reuters Staff, 2017a)。同国は本稿執筆時点(2018年2月)において協定を批准していない。

³⁹ 日本政府のステートメントは下記リンクを参照。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004682.html
(アクセス日: 2018.4.9)。

⁴⁰ G20 首脳宣言の全文は下記リンク。
https://www.g20.org/profiles/g20/modules/custom/g20_beverly/img/timeline/Germany/G20-leaders-declaration.pdf (アクセス日: 2018.4.9)。

⁴¹ 超党派の州知事が設立した連合体。本稿執筆時点(2018年2月13日)で15州の知事とプエルトリコ知事が参加している。United States Climate Alliance のウェブサイトは下記リンク。
<https://www.usclimatealliance.org/> (アクセス日: 2018.4.9)。

Still In⁴²といったネットワーク組織を形成して、パリ協定への支持を表明し、国際社会とともに温暖化対策を進めていくという姿勢を示した。カリフォルニア州のブラウン知事は、Global Climate Action Summitをサンフランシスコで2018年9月に開催すると表明し、世界中の地方政府、企業、市民のリーダーに参加を呼び掛けており、存在感を高めている⁴³。また、ブラウン知事とブルームバーグ氏は州、都市、企業などの非国家主体による取組みを集計・定量化することを目的として、America's Pledgeという取組みを立ち上げた⁴⁴。

2001年にブッシュ元大統領が京都議定書からの離脱を表明した後も、カリフォルニアや北東部など一部州の取組みが注目されたが、他国にとっての主たる関心事項は、ブッシュ政権をいかにして国際的なプロセスに関与させるかであった。米国の巻き込みを図る国々は、G8やUNFCCCの下での対話など、様々な場を活用し、ブッシュ政権自身もアジア太平洋パートナーシップという取組みを立ち上げた⁴⁵。

しかし、今回は、トランプ政権の関与よりも、一部の州、都市、企業のイニシアティブに関心が集まっている。COP23の会場では、America's Pledgeの特別パビリオンがブルームバーグ氏の資金提供によって設置され、同氏に加えて、ゴア元副大統領、カリフォルニア州のブラウン知事、COP23議長のBainimarama フィジー首相らが登壇し、メディア報道で大きく取り上げられた⁴⁶。他方で、トランプ政権を巻き込もうとい

う動きは広がっていない。フランスのマクロン大統領は、2017年12月にOne Planet Summitを開催したが、トランプ大統領を招待せず⁴⁷、カリフォルニア州のブラウン知事が参加した。2017年のG20サミットの首脳宣言で、米国と他の19か国でパラグラフを書き分けたことは、既に述べた通りである。トランプ政権は引き続きパリ協定の実施指針交渉に参加しているが、他国が米国を巻き込もうとする動きは現在までのところ弱い⁴⁸。

(2) 今後起こりうる影響

このように、現時点ではまだ正式脱退していないことや、州・都市・企業の取組みへの関心が高まったことで、脱退表明演説の悪影響は限定的なものに留まっているが、後の段階になって顕在化しうる悪影響もある。

第1に、途上国支援の縮小とそれが引き起こす負の連鎖である⁴⁹。トランプ大統領は脱退表明演説で、GCFへの拠出を停止すると宣言したが、多くの途上国は、先進国などからの支援を前提とする目標を掲げている。長い期間にわたって米国からの支援が得られなくなれば、それを理由に対策を見直す可能性がある。

第2に、2020年に行われるNDC提出への影響である。パリ協定の下では、全ての締約国が2030年のNDCを2020年の1~3月までに(再)提出することになっているが、米国がこの時点までに脱退を通告済みであれば、対策強化の機運が削がれるだろう⁵⁰。ただし、この時期には、2020年の大統領選挙の予備選挙が始まってい

⁴² パリ協定支持を表明する We Are Still In 宣言に署名した都市、州、企業、大学等のリーダーのネットワーク。これらの主体による具体的取組みを発信している。We Are Still In のウェブサイトは下記リンク。

<https://www.wearestillin.com/> (アクセス日: 2018.4.9)。

⁴³ サミットのウェブサイトは下記リンク。

<https://globalclimateactionsummit.org/> (アクセス日: 2018.4.9)。

⁴⁴ America's Pledge のウェブサイトは下記リンク。

<https://www.americaspledgeonclimate.com/> (アクセス日: 2018.4.9)。

⁴⁵ 当時の経緯については、上野 (2006) を参照。

⁴⁶ そのような報道の例として、Friedman (2017) を参照。

⁴⁷ Reuters Staff (2017b) による。

⁴⁸ 様々な理由が考えられるが、トランプ政権が残留の条件を具体的に示していないことは理由の1つと思われる。

⁴⁹ Urpelainen and Van de Graaf (2017 online) も同様の点を指摘した。

⁵⁰ Bordoff (2017) も同様の懸念を示している。

る。温暖化対策が早い段階から選挙戦の争点になり、民主党候補が野心的な2030年目標⁵¹を掲げるなど積極姿勢を示し、それに対する支持が高まれば、悪影響が弱まる可能性もある。

第3に、トランプ政権が正式脱退し、2020年の選挙で共和党候補が勝利する場合、脱退が長期化するおそれがある。この場合には、パリ協定の求心力が大きく損なわれるだろう。他方で、民主党候補が勝利する場合には、新大統領は野心的な2030年目標を掲げてパリ協定に復帰することを目指す可能性が高く、トランプ政権による悪影響が相殺されるだろう。

なお、温室効果ガス排出量については、今回の脱退表明演説よりも、進行中の国内対策の見直しに強く影響を受ける。トランプ政権はオバマ前政権による国内排出規制の撤廃を目指しているが、撤廃が完了する場合、2025年や2030年の排出量は2005年比で17%減程度となると見通されている（Belenky, 2017; Larsen et al., 2017）。この水準は、現在の排出量に対しては微減であり、前政権の目標（26%減）には遠く及ばないものである。もちろん、州政府や都市・企業レベルの取組みによる穴埋めを期待できるが、排出量が大きい州の多くは、オバマ政権期から火力発電所への排出規制等に反対してきており、これらの州における排出削減を加速させるためには、連邦政府による政策が不可欠である⁵²。しかし、トランプ政権下ではそうした政策を期待できない。

6. 結論と示唆

トランプ大統領はパリ協定から脱退する意

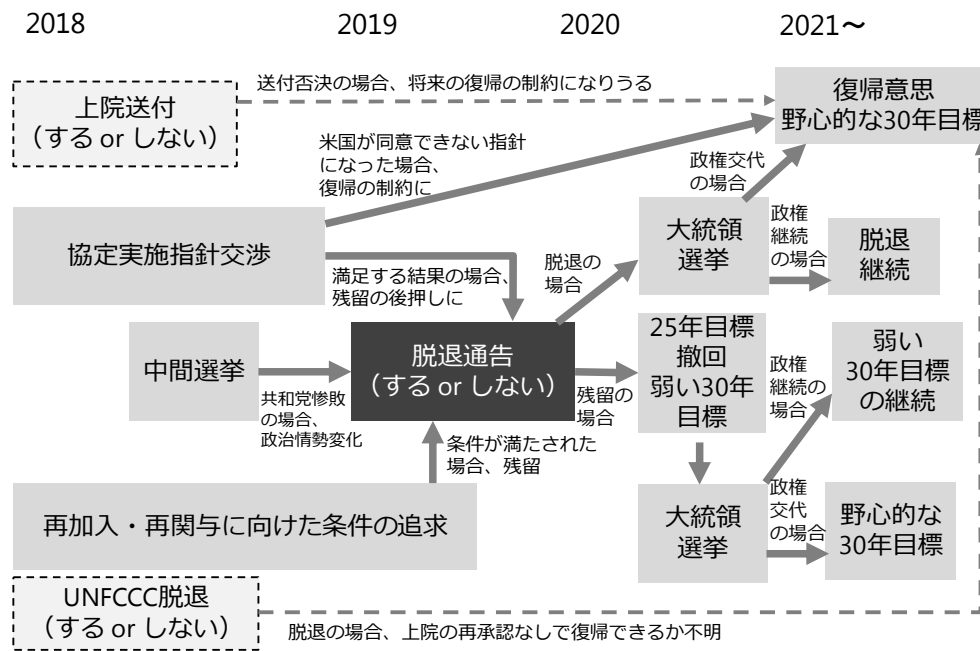
⁵¹ オバマ前政権は2025年に2005年比で26～28%削減、2050年に同80%以上削減という目標を掲げたが、この2つの目標を直線で結ぶと、2030年には36.8%～38.4%以上削減となる。

⁵² America's Pledge はCOP23においてレポートを発表し、パリ協定支持を表明した州・都市が米国の全人口に対して占め

向を表明したが、条件次第では残留する可能性にも言及しており、本当に脱退するのかどうかは未だ不透明である。図は、本稿の議論に基づき、脱退を正式通告するかどうかの判断に影響を与える要因と、判断後の展開を整理したものである。パリ協定の規定上、2019年11月4日から脱退通告が可能となるが、判断を取り巻く要因の不確実性は大きく、また判断後の展開の幅も大きい。現時点では脱退表明演説による悪影響は限定的であるが、今後の展開次第では、そうした影響が拡大することもあれば、逆に打ち消されることもある。

悪影響拡大の可能性を抑えるためには、米国に正式脱退を思いとどまらせることが重要である。トランプ政権は残留の条件を明らかにしておらず、日本を含む他国によるアプローチが難しい状況が続いているが、2018年11月の中間選挙で共和党が敗北する場合、米国の政治状況が変わって、残留へと判断を変える契機となりうる。また、米国が議長国を務める2020年のG7サミットも、残留表明の機会になるかもしれない。米国の政治情勢を予測することは困難であるが、2019年11月4日には脱退の正式通告が可能となるため、その頃から翌年のG7サミットまでの時期が、米国のパリ協定残留に向けて重要なタイミングとなる。

る割合は49%、GDPでは54%、温室効果ガス排出量では35%という集計結果を示した（Bloomberg Philanthropies 2017）。このことから、パリ協定を支持する地方政府は、もともと一人当たり排出量やGDP当たりの排出量が小さいことが分かる。



出典：著者作成

図 脱退通告の可否判断に影響を与える要因と判断後の展開

【参考文献】

上野貴弘 (2006) 複数制度化する温暖化防止の国際枠組み—京都議定書, G8サミット, アジア太平洋パートナーシップの並存状況の分析—, 電力中央研究所報告(Y05004)

上野貴弘 (2017a) トランプ新政権と温暖化対策, 環境管理Vol.53 No.5, 11-19頁。

上野貴弘 (2017b) トランプ大統領のパリ協定脱退表明について (1), 電力中央研究所社会経済研究所コラム (2017年6月2日) <http://criepi.denken.or.jp/jp/serc/column/column14.html> (アクセス日: 2018.4.9) .

上野貴弘 (2017c) トランプ大統領のパリ協定脱退表明について (2), 電力中央研究所社会経済研究所コラム (2017年6月7日) <http://criepi.denken.or.jp/jp/serc/column/column15.html> (アクセス日: 2018.4.9) .

上野貴弘 (2017d) パリ協定脱退を巡る動向—国連大使が”意向” 通告一転して残留可能性も—, 電力中央研究所社会経済研究所コラム (2017年9月6日) <http://criepi.denken.or.jp/jp/serc/column/column20.html> (アクセス日: 2018.4.9) .

香取啓介 (2017) 「トランプ氏, 協定めぐる発言は事実?ファクトチェック」朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASK6261TPK62UHBI02G.html> (アクセス日: 2018.4.9) .

Belenky, M. (2017) Measuring the Trump Effect, on U.S. GHG Emissions <https://www.climateadvisers.com/measuring-the-trump-effect-on-u-s-ghg-emissions/> (アクセス日: 2018.4.9) .

Biniarz, S. and D. Bodansky (2017) Legal Issues Related to the Paris Agreement, Center for Climate and Energy Solutions.

Bloomberg Philanthropies (2017) America's Pledge Phase 1 Report - States, Cities, and Business in the United States Are Stepping Up on Climate Action <https://www.bbhub.io/dotorg/sites/28/2017/11/Americas-PledgePhaseOneReportWeb.pdf> (アクセス日: 2018.4.9) .

Bodansky, D. (2016) Legal Note: Could a Future President Reverse U.S. Approval of the Paris Agreement?, Center for Climate and Energy Solutions.

Bodansky, D. and P. Spiro (2016) Executive Agreements+, Vanderbilt Journal of Transnational Law,49 (4) pp.885-929.

Bordoff, J. (2017) Withdrawing from the Paris Climate Agreement Hurts the US, Nature Energy, 2:1-3.

Burger, M. et al. (2016) Legal Pathways to Reducing Greenhouse Gas Emissions under Section 115 of the Clean Air Act, http://web.law.columbia.edu/sites/default/files/microsites/climate-change/legal_pathways_to_reducing_ghg_emissions_under_section_115_of_the_caa.pdf (アクセス日: 2018.4.9) .

Chemnick, J. (2017a) GOP Movement to Stay in Paris Accelerates, Climatewire, March 24th, 2017.

Chemnick, J. (2017b) Exxon Asks White House to Stay In, Greenwire, March 28th, 2017.

- Chemnick, J. and Z. Colman (2018) David Banks Had a Plan to Re-enter Climate Pact, Climatewire, February 20th, 2018.
- Chemnick, J. and E. Holden (2017) Inside the DirtydeFight to Leave the Paris Deal, Climatewire, July 7th, 2017.
- Colman, Z. (2017) Trump Admin to Launch 'Clean Coal' Effort, E&E News PM, December 11th, 2017.
- Competitive Enterprise Institute (2017) CEI Commends President Trump's Decision to Cancel Paris Climate Agreement <https://cei.org/content/cei-commends-president-trumps-decision-cancel-paris-climate-agreement> (アクセス日 : 2018.4.9) .
- Egan, M. (2017) Why Big Oil Wants Trump to Stay in Paris Climate Deal, CNN Money, April 18th, 2017.
- Friedman, L. (2017) A Shadow Delegation Stalks the Official U.S. Team at Climate Talks, New York Times, November 11th, 2017.
- Goldsmith J. (2016) The Contributions of the Obama Administration to the Practice and Theory of International Law, Harvard International Law Journal, 57:455-473.
- Groves, S. (2016) The Paris Agreement Is a Treaty and Should Be Submitted to the Senate, The Heritage Foundation Backgrounder, No. 3103.
- Holden, Hess and Lehmann (2016) The Carbon Tax that Clinton Decided Not To Use: \$42, Climatewire, October 21st, 2016.
- Homer, C. and M. Lewis (2017) The Legal and Economic Case Against the Paris Climate Treaty Canceling U.S. Participation Protects Competitiveness and the Constitution,, Competitive Enterprise Institute, Issue Analysis 2017 No.6.
- Koh, H. (2017) Triptych's End: A Better Framework To Evaluate 21st Century International Lawmaking, Yale Law Journal, 126:338-368.
- Larsen, K., J. Larsen, W. Herndon, S. Mohan and T. Houser (2017) Taking Stock 2017: Adjusting Expectations for US GHG Emission http://rhg.com/wp-content/uploads/2017/05/RHG_ENR_Taking_Stock_24May2017.pdf (アクセス日 : 2018.4.9) .
- Mulligan, S.P. (2017) Withdrawal from International Agreements: Legal Framework, the Paris Agreement, and the Iran Nuclear Agreement, Congressional Research Service, 7-5700.
- Restuccia, A. (2017) Trump advisers want concessions for coal if U.S. stays in climate pact, Politico, March 17th, 2017.
- Restuccia, A. and E. Wolff (2017) Trump's lawyer raises concerns about remaining in Paris climate accord, sources say,, Politico, May 2nd, 2017.
- Reuters Staff (2017a) Erdogan says U.S. stance stalls Turkish ratification of Paris climate deal <https://www.reuters.com/article/us-g20-climatechange-turkey/erdogan-says-u-s-stance-stalls-turkish-ratification-of-paris-climate-deal-idUSKBN19T11R> (アクセス日 : 2018.4.9) .
- Reuters Staff (2017b) Trump Not Invited to Paris December Climate Change Summit for Now, Says France <https://www.reuters.com/article/us-climatechange-accord-trump-paris/trump-not-invited-to-paris-december-climate-change-summit-for-now-says-france-idUSKBN1D71U0> (アクセス日 : 2018.4.9) .
- Shear, M. and C. Davenport (2017) World Leaders Increase Pressure on Trump to Stay in the Paris Accord,, New York Times, May 26, 2017.
- Urpelainen, J. and T. Van de Graaf (2017) United States Non-cooperation and the Paris Agreement, Climate Policy, online.
- Valdmanis, R. (2017) Coal miner Cloud Peak urges Trump to stay in Paris climate deal, Reuters, April 6th, 2017.

上野貴弘 (うえのたかひろ)

電力中央研究所 社会経済研究所